大和市告示第９７号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定により、さんご接骨院における通所型介護予防事業・心身機能向上講習（さんご接骨院）の手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成２７年４月２２日

大和市長　大　木　　哲

１　受託者の名称　　さんご接骨院
　　代表　山後　恭一

２　受託者の所在地　　大和市南林間一丁目１８番３号

３　委　託　期　間　　平成２７年４月２０日から平成２８年３月３１日まで